

更新研修受講対象者 各位

公益社団法人青森県介護支援専門員協会  
会長 齊 藤 勝  
(公 印 省 略)

## 2019年度青森県介護支援専門員更新研修の開催について（通知）

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本会の会務運営につきましては、平素よりご支援とご協力を賜り深謝申し上げます。さて、標記研修について別添要項のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

「介護支援専門員証」の有効期間は5年間となっており、現任介護支援専門員として業務に就いている方、又は今後業務に就くことを予定している方は、有効期間満了日までに「介護支援専門員証」を更新する必要があります。

更新を行うには、更新に必要な研修を修了することが必要です。各位におかれましては、おおむね1年以内に有効期限を迎えられますので、お手持ちの介護支援専門員証で有効期間をご確認いただき、更新に必要な研修を受講されていない場合は、2019年度の更新研修を受講してください。

受講申し込みについては別添要項をご参照の上、受講申込書に必要事項を記入し、郵送又は事務局へ持参にて下記の期日までにお申し込み下さい。それ以外の申し込み及び期日を過ぎてからの申し込みは受付いたしませんので、ご留意下さい。又、更新手続きを取らずに有効期間を満了した場合、介護支援専門員の業務に従事できないこととなります。

尚、この案内は2019年11月1日～2020年10月31日に有効期間が満了する者全員に送付しております。

また、ホームページ (<http://www.acma2015.or.jp/>) にも掲載されておりますので、ご利用ください。

### 言 己

#### 1. 申込期日

- ①実務従事者及び実務経験者：2019年5月15日（水）必着  
②実務未経験者：2019年6月14日（金）必着

#### 2. 申込先及び問い合わせ先

公益社団法人青森県介護支援専門員協会事務局  
〒030-0801  
青森市新町2丁目8-21 青森県医師会館6階  
業務時間：平日9:00～17:00(土・日・祝日除く)  
TEL 017-721-3731 FAX 017-721-3732

**2019年度青森県介護支援専門員更新研修**

# 開 催 案 内

公益社団法人青森県介護支援専門員協会

# 目 次

- 目次 . . . . . 1 P
- 実施要項（実務従事者及び実務経験者向け） . . . . 2～4 P
- 実施要項（実務未経験者向け） . . . . . 5～6 P
- 介護支援専門員証の更新及び研修の体系 . . . . . 7 P
- 日程表 別紙1（実務従事者及び実務経験者:専門課程Ⅰ） . 8 P
- 日程表 別紙2（実務従事者及び実務経験者:専門課程Ⅱ） . 9 P
- 日程表 別紙3（実務未経験者/再研修） . . . . . 10 P
- 更新研修受講申込書（実務従事者及び実務経験者） . . . 11 P
- 更新研修受講申込書（実務未経験者） . . . . . 12 P
- 事例提出について（実務従事者及び実務経験者のみ） . . 13 P
- F A Xお問い合わせ用紙 . . . . . 14 P

## ① 実務従事者及び実務経験者向け

### 2019 年度青森県介護支援専門員更新研修実施要項 (実務従事者及び実務経験者)

#### 1. 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

#### 2. 研修日時・場所

更新研修（専門課程Ⅰ）：日程表 別紙1 のとおり。

更新研修（専門課程Ⅱ）：日程表 別紙2 のとおり。

#### 3. 受講対象者

介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内（2019年11月1日～2020年10月31日まで）に満了する方及び現在の介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している方又は従事していた経験を有する方。

◆介護支援専門員としての実務経験の範囲は以下の①から⑧の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものとします。但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっていることから、当該管理者については、実務経験があると認めることとします。なお、実務経験期間については、特段の定めがないことから、実務経験の多寡を問わず、サービス計画の作成を行っていれば、「実務経験者」として取り扱うこととします。

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

#### ●「介護支援専門員の資格及び研修の体系」(7ページ)を参考に、今回の研修を受講して下さい。

4. 定員	◆更新研修（専門課程Ⅰ）	青森会場	150名程度
	◆更新研修（専門課程Ⅱ）	青森会場 八戸会場 弘前会場	50名程度 50名程度 50名程度

#### 5. 受講申込方法

別紙11ページの「更新研修受講申込書」(HP:<http://www.acma2015.or.jp/>からもダウンロードできます)に必要事項を記入の上、必要な添付書類を同封し、必ず郵送又は事務局へ持参にて申込み下さい。FAXでの申込みは受付しません。

#### 6. 受講料

研修内容	受講料	テキスト・資料代	合計
① 更新研修 <u>(専門課程Ⅰ＋専門課程Ⅱ)</u>	26,500円	15,500円	42,000円
② 更新研修 <u>(専門課程Ⅰ)</u>	15,500円	9,000円	24,500円
③ 更新研修 <u>(専門課程Ⅱ)</u>	11,000円	6,500円	17,500円

●受講決定通知書送付時に「振込依頼書」(手数料無料)を同封しますので、7月10日(水)までに振込下さい。

- 研修初日の受付時に「振込受付証明書」(お客さま用)を回収します。(コピー可)
- お振込いただいた受講料・テキスト資料代は返金できませんのでご了承下さい。

## 7. 受講要件等について

- \* 前回、更新研修(実務従事者及び実務経験者)または専門研修の修了によって更新手続きを行った方で、現在の介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務経験がある方は、専門課程Ⅰの内容が免除となりますので「③更新研修(専門課程Ⅱ)」へ、実務に従事した経験がない方は、更新研修(実務未経験者)を受講して下さい。
- \* 現在の介護支援専門員証の有効期間中に専門課程Ⅰまたは専門課程Ⅱを受講済みの方はそれぞれ修了した研修に関しては、免除となりますので、受講していない「②更新研修(専門課程Ⅰ)」及び「③更新研修(専門課程Ⅱ)」のどちらかでお申し込みください。
- \* 専門課程Ⅰ・Ⅱの受講履歴がない方や、前回、更新研修(実務未経験者)を受講し、更新手続きを行った方、あるいは再研修の受講により介護支援専門員証の再交付を受けた方は、「①更新研修(専門課程Ⅰ+専門課程Ⅱ)」にお申し込みください。

## 8. 受講申込締切

2019年5月15日(水)必着。 締切後の申込は一切受付しません。

※「実務未経験者」と申込締切が異なるため、ご注意ください。

## 9. 受講決定通知書の送付について

受講決定通知書は、6月中に受講者のご自宅に送付します。  
7月1日(月)を過ぎても通知が届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

## 10. 受講時持参するもの

- 振込受付証明書(お客さま用)
  - 筆記用具
  - 印鑑
  - 受講票
  - 提出事例(別添13ページ参照)
- ※テキスト・資料は研修当日にお渡しします。  
※提出事例の詳細については、受講決定通知書送付時に対象者へ同封します。

## 11. 修了証明書について

研修の日程をすべて修了された場合のみ、本協会が発行します。

## 12. 主任介護支援専門員研修との関係

今後実施予定の主任介護支援専門員研修を受講するためには、「更新研修(専門課程Ⅰ+専門課程Ⅱ)」又は「専門研修(専門課程Ⅰ)+(専門課程Ⅱ)」を修了していることが必要となります。

## 13. 介護支援専門員証の更新について

本研修受講後、介護支援専門員証の有効期間内に青森県庁(高齢福祉保険課)へ手続きすることにより証が更新されます。

受講せずに有効期間満了日を過ぎると証は無効となりますが、介護支援専門員としての登録そのものは取り消されません。

また、主任介護支援専門員の方で、主任介護支援専門員更新研修修了者は、介護支援専門員更新研修を免除されます。

※ **注意!** 更新研修を修了しても自動的に更新されませんのでご注意ください。手続きは介護支援専門員証の有効期間満了日までに青森県庁(高齢福祉保険課)へ申請しなければ更新できません。

## 14. 個人情報について

2019年度青森県介護支援専門員更新研修の「更新研修受講申込書」等各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、青森県介護支援専門員更新研修に関する名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

## 15. 留意事項

- ・研修を受講するにあたり事例提出が必要となります。事例を提出できない場合は受講できません。
- ・専門研修実施要項は、青森県庁(高齢福祉保険課)及び当協会ホームページに掲載されております。
- ・本研修は専門研修と同プログラムのため、合同で開催します。
- ・申込者数によっては受講会場の調整を行う場合がありますので、予め御了承下さい。調整を行った場合のみ、後日連絡します。
- ・研修会場は受講者用の駐車場は用意しておりませんので、できるだけ公共の交通機関をご利用願います。
- ・昼食は各自で準備願います。
- ・研修会場への直接のお問い合わせはご遠慮下さい。
- ・研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修関係者の注意に従わない場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- ・欠席・遅刻・早退は認められません。また、講師に無断で講義途中で退出した場合は、欠席扱いとさせていただきます。
- ・今年度の研修の申込に際しては、介護支援専門員証の有効期間の更新手続きを円滑に進める趣旨をご理解のうえご協力願います。

## 16. 申込み・問い合わせ先

公益社団法人 青森県介護支援専門員協会事務局 (平日 9:00~17:00) 〒030-0801 青森市新町2丁目8-21 青森県医師会館6階 TEL 017-721-3731 FAX 017-721-3732
---

## ② 実務未経験者向け

### 2019年度青森県介護支援専門員更新研修実施要項 (実務未経験者)

#### 1. 目的

介護支援専門員証には、専門職としての能力の保持・向上が求められるため、介護支援専門員証には有効期限が付され、更新時の研修受講が義務付けられているところである。このことから、介護支援専門員実務未経験者を対象に必要な知識と技術の維持・向上を図ることを目的とします。

#### 2. 研修日時・場所

更新研修（実務未経験者）：日程表 別紙3 のとおり。

#### 3. 受講対象者

介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内（2019年11月1日～2020年10月31日まで）に満了する方で現在の介護支援専門員証の交付を受けてから実務に従事した経験を有しない方。（介護支援専門員として従事する予定の無い方は更新しなくても可。ただし、従事することになった場合は再研修を受講しなければ介護支援専門員として従事できません。再研修は、年に1度しかございませんので、ご注意ください。）

◆介護支援専門員としての実務経験の範囲は以下の①から⑨の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものとします。但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっていることから、当該管理者については、実務経験があると認めることとします。なお、実務経験期間については、特段の定めがないことから、実務経験の多寡を問わず、サービス計画の作成を行っていれば、「実務経験者」として取り扱うこととします。

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

#### ●「介護支援専門員の資格及び研修の体系」（7ページ）を参考に、今回の研修を受講して下さい。

4. 定員 ◆更新研修（実務未経験者） 青森会場 100名程度  
八戸会場 50名程度

#### 5. 受講申込方法

別紙12ページの「更新研修受講申込書」（HP：<http://www.acma2015.or.jp/>からもダウンロードできます）に必要な事項を記入の上、必要な添付書類を同封し、必ず郵送又は事務局へ持参にて申込み下さい。 FAXでの申込みは受付しません。

#### 6. 受講料

研修内容	受講料	テキスト・資料代	合計
①更新研修（ <u>実務未経験者</u> ）	23,000円	11,000円	34,000円

- 受講決定通知書送付時に「振込依頼書」（手数料無料）を同封しますので、8月1日(木)までに振込下さい。
- 研修初日の受付時に「振込受付証明書」（お客さま用）を回収します。（コピー可）
- お振込いただいた受講料・テキスト資料代は返金できませんのでご了承下さい。

## 7. 受講申込締切

**2019年6月14日(金)必着。** 締切後の申込は一切受付しません。

※「実務従事者及び実務経験者」と申込締切が異なるため、ご注意ください。

## 8. 受講決定通知書の送付について

受講決定通知書は、7月中旬頃までに受講者のご自宅に送付します。

7月22日(月)を過ぎても通知が届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

## 9. 受講時持参するもの

○振込受付証明書(お客さま用)

○筆記用具

○印鑑

○受講票

※テキスト・資料は研修当日にお渡しします。

## 10. 修了証明書について

研修の日程をすべて修了された場合のみ、本協会が発行します。

## 11. 介護支援専門員証の更新について

本研修受講後、介護支援専門員証の有効期間内に青森県庁(高齢福祉保険課)へ手続きすることにより証が更新されます。

受講せずに有効期間満了日を過ぎると証は無効となりますが、介護支援専門員としての登録そのものは取り消されません。

※ **注意!** 更新研修を修了しても自動的に更新されませんのでご注意ください。手続きは介護支援専門員証の有効期間満了日までに青森県庁(高齢福祉保険課)へ申請しなければ更新できません。

## 12. 個人情報について

2019年度青森県介護支援専門員更新研修の「更新研修受講申込書」等各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、青森県介護支援専門員更新研修に関する名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

## 13. 留意事項

- ・本研修は再研修と同プログラムのため、合同で開催します。
- ・申込者数によっては受講会場の調整を行う場合がありますので、予め御了承下さい。調整を行った場合のみ、後日連絡します。
- ・研修会場は受講者用の駐車場は用意しておりませんので、できるだけ公共の交通機関をご利用願います。
- ・昼食は各自で準備願います。
- ・研修会場への直接のお問い合わせはご遠慮下さい。
- ・研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- ・欠席・遅刻・早退は認められません。また、講師に無断で講義途中で退出した場合は、欠席扱いとさせていただきます。
- ・今年度の研修の申込に際しては、介護支援専門員証の有効期間の更新手続きを円滑に進める趣旨をご理解のうえご協力願います。

## 14. 申込み・問い合わせ先

公益社団法人 青森県介護支援専門員協会事務局 (平日 9:00~17:00)

〒030-0801 青森市新町2丁目8-21 青森県医師会館6階

TEL 017-721-3731

FAX 017-721-3732





2019年度青森県介護支援専門員更新研修 専門課程 I 日程表

会場:リンクステーションホール青森5F大会議室

		予定時間	時間数	研修カリキュラム	
1 日 目	7月17日(水)			オリエンテーション	
		10:00~13:00	3時間	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	講義
		14:00~17:00	3時間	対人個別援助技術及び地域援助技術	講義
2 日 目	7月18日(木)	10:00~12:00	2時間	ケアマネジメントの実践における倫理	講義
		13:00~17:00	4時間	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	講義
3 日 目	7月22日(月)	10:00~17:00	6時間	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び学習課題の設定	講義/演習
4 日 目	7月23日(火)	10:00~17:00	6時間	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び学習課題の設定	講義/演習
5 日 目	8月20日(火)	10:00~15:00	4時間	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	講義/演習
		15:00~19:00	4時間	看取り等における看護サービス活用に関する事例	講義/演習
6 日 目	8月21日(水)	10:00~15:00	4時間	認知症に関する事例	講義/演習
		15:00~19:00	4時間	入退院時等における医療との連携に関する事例	講義/演習
7 日 目	8月26日(月)	10:00~15:00	4時間	家族への支援の視点が必要な事例	講義/演習
		15:00~19:00	4時間	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	講義/演習
8 日 目	8月27日(火)	10:00~15:00	4時間	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	講義/演習
		15:00~17:00	2時間	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	講義
		17:00~19:00	2時間	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	講義/演習

(計 56時間)

2019年度青森県介護支援専門員更新研修 専門課程Ⅱ(青森会場) 日程表

青森会場:リンクステーションホール青森5F大会議室(青森市堤町1-4-1)

八戸会場:八戸市総合福祉会館 2F 多目的ホール(八戸市根城8-8-155)

弘前会場:津軽南田温泉ホテルアップルランド 2階 鳳凰の間(平川市町居南田166-3)

	青森会場	八戸会場	弘前会場	予定時間	時間数	研修カリキュラム		
1 日 目	10/7(月)	10/15(火)	10/10(木)	10:00~10:10	10分	オリエンテーション		
				10:10~15:10	4時間	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開		講義
				15:10~19:10	4時間	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	ア	講義/演習
2 日 目	10/8(火)	10/16(水)	10/11(金)	10:00~15:00	4時間	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	イ	講義/演習
				15:00~19:00	4時間	認知症に関する事例	ウ	講義/演習
3 日 目	10/28(月)	10/23(水)	10/24(木)	10:00~15:00	4時間	入退院時における医療との連携に関する事例	エ	講義/演習
				15:00~19:00	4時間	家族への支援の視点が必要な事例	オ	講義/演習
4 日 目	10/29(火)	10/24(木)	10/25(金)	10:00~15:00	4時間	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	カ	講義/演習
				15:00~19:00	4時間	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービスや施設サービス等)の活用に関する事例	キ	講義/演習

(計 32時間)

2019年度青森県介護支援専門員 更新研修(実務未経験者)・再研修 日程表

青森会場:リンクステーションホール青森 5階 大会議室(青森市堤町1-4-1)

八戸会場:ユートリー(八戸地域地場産業振興センター) 8階 多目的中ホール(八戸市一番町1-9-22)

	青森会場	八戸会場	時間	研修カリキュラム	
1日目	8/23(金)	8/8(木)	9:50~10:00	オリエンテーション	
			10:00~12:00	ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義2時間
			13:00~16:00	地域包括ケアシステム及び社会資源	講義3時間
			16:00~19:00	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義3時間
2日目	8/29(木)	8/9(金)	10:00~12:00	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義2時間
			13:00~19:00	自立支援のためのケアマネジメントの基本	講・演6時間
3日目	8/30(金)	8/20(火)	10:00~12:00	介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	講・演2時間
			13:00~16:00	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義3時間
			16:00~19:00	「ケアマネジメントの展開」基礎理解	講・演3時間
4日目	9/3(火)	8/21(水)	10:00~16:00	認知症に関する事例	講・演5時間
5日目	9/10(火)	8/28(水)	10:00~16:00	脳血管疾患に関する事例	講・演5時間
			16:00~17:00	登録に関する事務説明	1時間
6日目	9/12(木)	8/29(木)	10:00~16:00	筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	講・演5時間
7日目	9/24(火)	9/4(水)	10:00~16:00	内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	講・演5時間
8日目	9/26(木)	9/5(木)	10:00~16:00	看取りに関する事例	講・演5時間
9日目	9/30(月)	9/9(月)	10:00~16:00	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講・演5時間
			16:00~16:30	修了証の交付	

(計54時間)

## 更新研修受講申込書

(実務従事者・実務経験者向け)

【有効期間満了日が2019年11月1日から2020年10月31日までの方】

## 1. 申込者(受講者本人が太枠内のみ記入)

整理番号(記入不要) 第		号	申込日	2019年	月	日	
介護支援専門員証	登録番号(8桁)		経験年数(通算)	年	ヶ月		
	介護支援専門員証の有効期間満了日	年	月	日	※有効期限が2019年11月1日～2020年10月31日までの方		
ふりがな			性別	生年月日(※西暦)			
氏名		(姓)	(名)	男	女	19年 月 日	
勤務先	事業所名						
	所在地	〒					
	TEL/FAX	TEL ( )	FAX ( )				
自宅	住所	〒					
	TEL/FAX	TEL ( )	FAX ( )				
受講申込内容	申込研修	◆下記の①～③から1つ選んで□にチェックを入れてください。		添付書類 (※修了証明書は写しまたは修了日の記入)			
		① □ 更新研修 (専門課程Ⅰ+専門課程Ⅱ)	●初めての更新の方 ➡	1.介護支援専門員証の写し			
			●前回更新時実務未経験者更新研修を受講の方 ➡	1.介護支援専門員証の写し 2.実務未経験者更新研修の修了証明書の写し※		平成	年 月 日
			●再研修を受講の方 ➡	1.介護支援専門員証の写し 2.再研修の修了証明書の写し※		平成	年 月 日
	② □ 更新研修(専門課程Ⅰ)	1.介護支援専門員証の写し 2.専門研修Ⅱ修了証明書の写し※		平成	年 月 日		
	③ □ 更新研修(専門課程Ⅱ)	●初めての更新の方 ➡	1.介護支援専門員証の写し 2.専門研修Ⅰ修了証明書の写し※		平成	年 月 日	
●2回目以降更新の方 ➡		1.介護支援専門員証の写し 2.前回更新時に受講した研修の修了証明書の写し※		平成	年 月 日		
提出事例	◆専門課程Ⅱを受講の方は別添「事例提出について」(13P)記載の事例選択表を参考に希望する項目をア～キの中から選び、記入してください。						
	第1希望 [ ]	第2希望 [ ]	第3希望 [ ]				
希望会場	◆専門課程Ⅱを受講の方はご希望の会場を1つ選んで□にチェックを入れてください。						
	□ 青 森		□ 八 戸		□ 弘 前		
基礎資格(複数可)							
(※記載例:医師・看護師・社会福祉士・介護福祉士・理学療法士等)							
本年度中に主任介護支援専門員研修を受講する予定の有無			有 ・ 無				

※添付書類の修了証明書の写しについては、修了証明書の日付を記入していただいた場合は、修了証明書の添付は必要ありません。  
 ※申込書類の不備、不足がある場合は、受付できないこともありますので、ご了解ください。

【申込書送付先】

※FAXでは受付しておりません

「青森県介護支援専門員協会事務局」宛

〒030-0801

青森県青森市新町2丁目8-21 青森県医師会館6階

事務局  
受付印

## 更新研修受講申込書

(実務未経験者向け)

【有効期間満了日が2019年11月1日から2020年10月31日までの方】

## 1. 申込者(受講者本人が太枠内のみ記入)

整理番号(記入不要) 第		号	
介護支援専門員証	登録番号(8桁)		申込日 2019年 月 日
	介護支援専門員証の有効期間満了日	年 月 日	※有効期限が2019年11月1日～2020年10月31日までの方
ふりがな			性別 生年月日(※西暦)
氏名 (姓)		(名)	男 女 19 年 月 日
勤務先	事業所名		
	所在地	〒	
	TEL/FAX	TEL ( )	FAX ( )
自宅	住所	〒	
	TEL/FAX	TEL ( )	FAX ( )
受講申込内容	申込研修	◆下記①②のいずれか1つ選んで□にチェックを入れてください。	添付書類 (※修了証明書の写しまたは修了日の記入)
		① <input type="checkbox"/> 初めての更新の方 ➡	1.介護支援専門員証の写し
	② <input type="checkbox"/> 2回目以降の更新の方 ➡	1.介護支援専門員証の写し 2.前回更新時に受講した研修の修了証明書の写し※ 平成 年 月 日	
希望会場	◆ご希望の会場を1つ選んで□にチェックを入れてください。		
	<input type="checkbox"/> 青 森 <input type="checkbox"/> 八 戸		
基礎資格(複数可)	(※記載例:医師・看護師・社会福祉士・介護福祉士・理学療法士等)		
実務従事予定	◆介護支援専門員として実務に就く予定について、該当する番号を○で囲んでください。 1 本研修修了後、3か月以内に介護支援専門員として実務に就く予定 2 本研修修了後、1年以内に介護支援専門員として実務に就く予定 3 今後、介護支援専門員として実務に就く予定(時期は未定) 4 当分の間、介護支援専門員として実務に就く予定はない		

※添付書類の修了証明書の写しについては、修了証明書の修了日を記入していただいた場合は、修了証明書の添付は必要ありません。  
 ※申込書類の不備、不足がある場合は、受付できないこともありますので、ご了解ください。

【申込書送付先】

※FAXでは受付しておりません

「青森県介護支援専門員協会事務局」宛

〒030-0801

青森県青森市新町2丁目8-21 青森県医師会館6階

事務局  
受付印

## 事例提出について (実務従事者及び実務経験者のみ)

- 更新研修  
(専門課程Ⅰ) 研修の目的上、受講生の提出事例を用いて演習を行います。  
提出していただく事例の詳細については、受講決定通知書に同封します。
- 更新研修  
(専門課程Ⅱ) 研修の目的上、受講生の提出事例を用いて演習を行います。  
そこで、下記の事例選択表ア～キの項目全てに対しての事例の準備をお願いします。  
ア～キの中で自分の事例を用いて演習を行いたいと思う項目を選び、申込書の提出事例欄に第3希望まで記入してください。  
第3希望の中から、最終的に事務局で指定した1項目の事例を実際に提出していただき、その提出事例を用いて演習を行います。

### 専門課程Ⅱ 事例選択表

項目	カリキュラム名	選択する際の参考内容例
ア	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	筋力低下改善・日常運動の強化・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用等
イ	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	痛みの改善の取組・生活機能低下における対応・死の受容に関する事・緩和療法・葬儀に関する相談対応・遺品に関する相談対応・生きがいの実現・看護サービス利用について等
ウ	認知症に関する事例	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障がい取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的、心理的な状況等
エ	入退院時等における医療との連携に関する事例	医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患、感染症等
オ	家族への支援の視点が必要な事例	家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応した等
カ	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	地域支援・社会資源の特徴と対応・社会資源との連携・社会資源介入と対応・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度・虐待等
キ	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	住み替えの対応・生活機能促進・利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス・小規模多機能居宅介護等

#### 事例提出についての留意事項

- ① 提出事例に関係なくすべてのカリキュラムの受講が必要です。
- ② 事例を提出できない場合や上記ア～キに沿わない事例の場合は、研修を受講できません。
- ③ 希望された項目の事例と異なる事例を指定する場合がありますので、ご了解ください。
- ④ 地域包括支援センターの方は、介護予防支援や介護支援専門員の支援をした事例等で結構です。
- ⑤ 事例提出の詳細については、受講決定通知書に同封します。

※ 専門課程Ⅰで使用する事例については指定項目はありません。

